契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会

令和6年10月4日

1 陳情審査

- (1) 継続審査
 - ①送付6-6 工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める 陳情書
 - ②送付6-7 不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、 区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの 実現を求める陳情
 - ③送付 6-12 泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願い する陳情
 - ④送付6-16 千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情
- 2 報告事項
- (1)要求資料について 【資料】
- 3 今後の調査の進め方について
- 4 その他
- 5 閉会中の特定事件継続調査事項について

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-6

工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月29日

陳 情 者 提出者 1名

千代田区議会議長 秋谷 こうき 殿



工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

- ① 今般、元区議会議員及び元区職員が逮捕されるという不祥事が起きた。 これに対し、議長及び区長が早々にコメントを出したが、それぞれの立 場で、調査を行った上でのことなのか。千代田区の工事契約に係る不祥 事に対し、調査を行い、区長および議長は、その経過及び結果を正確に 区民ならびに職員に示すつもりがあるのか。
- ② 今、議会は、日程をこなすことを第一優先に考えているようだが、現在 の時点で、議会がなすべきことなのか。今回の不祥事をそれぞれの議員 はどのように受け止めているのか、また区議会として区民に対し発信す るつもりがあるのか。

去る1月25日に環境まちづくり委員会を傍聴し、前代未聞の不祥事が起こったにもかかわらず、議会も行政も何事もなかったかのように進めることに違和感を覚えた。当事件は、区政全般に関わる不祥事としてとらえ、真相解明にあたるべきではないか。

③ 区議会として、区民生活が関わる審議は必要であるが、二度と不祥事を起こさないよう、どのように区政及び議会を刷新するつもりか。まずは区議会として、本来あるべき区政及び議会の姿勢を、区民及び職員に示すことが不可欠ではないか。

以上、陳情について、区議会として真摯な審議および判断を求める。



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-7

不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ 多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情

受付年月日 令和6年1月29日

陳情者 提出者 1名

千代田区議会議長 秋谷 こうき 殿



不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、 区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情

「区立お茶の水小学校・幼稚園の改築工事」に関する、国や地方自治体などによる事業発注の際に行われる競争入札において、発注機関側の公務員が入札談合に関与して、不公平な形で落札業者が決まる官製談合防止法違反の疑いで、区議会議員(逮捕同日の1月24日付で辞職したので現時点では元議員)と入札を担当する部署の元部長が警視庁に逮捕された事をニュースと新聞記事で知りました。

区長、区議会議長共に、この件に関してコメントを述べられていますが、特に、状況 把握と再発防止策の結果を広く、警視庁の捜査の終了を待つまでもなく、出来得る事 は今からでも準備、開始して、区民に公開の場で説明して下さい。

逮捕された区議会議員は、逮捕前の1月12日まで区議会の環境まちづくり委員会の委員長であり、秋葉原電気街の再開発(2023年10月13日に区が都市計画決定)にも携わっていということです。

千代田区内では、日テレ「旧本社跡地開発」、神田警察通り道路整備など再開発等のまちづくりに関して、区と住民の間で決定までの話し合いの仕方や説明の場の少なさなどに疑義を持つ人達の声を耳にすることが多いです。本来、官民で目指すべきまちづくりに有って、今回の官製談合防止法違反はそれ以前の由々しき問題でもあります。

これを機会に、まちづくりに関する行政の手続きは、法的規準にのっとることだけに とどまらず、是非とも区民、区職員もとり込む形で、区内で働く人も含めた官民のあ り方や様々な形の話し合いの場のあり方等を考えて頂きたいと思います。そして、新 しく、ユニークな発想を持って、誇れる千代田区のまちづくりのための規範づくり に、区民に見える形で取り組み、私たちに示して頂きたいです。

以上



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-12

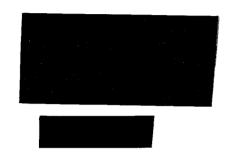
泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

受付年月日 令和6年1月30日

陳 情 者 提出者 1名

千代田区議会議長

秋 谷 こうき 様



泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

先般、官製談合の疑いで千代田区議会議員と元職員が逮捕されました。 これは大きな衝撃であり、一方ではやっとこの時がきたと心弾ませる事態でも ありました。

ただ我々区民はこれだけで終わったとは思いたくありません。千代田区内各所に起きている諸問題から考えますと、それぞれに不正の臭いがしてなりません。今、この時こそ、私たちの目の届かない所で行われてきた何かを見つけ出す絶好の機会です。

つきましては、委員会並びに議会において、不正という名で泥沼にはまってい る何かを見つけるべく、更なる調査をお願いいたしたく、ここに陳情いたします。

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-16

千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情

受付年月日 令和6年3月12日

陳 情 者 提 出 者 1 名

署 名 者 47名

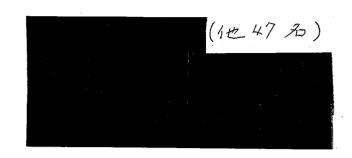
計 48名

千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情

* 2024年 3月/11日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者



[陳情趣旨]

千代田区議会議員(当時)と元部長が官製談合防止法違反容疑で逮捕されました。区の公共工事において、公正性・透明性・競争性が求められる入札をゆがめてきたことは、区民に対する重大な裏切り行為です。真相解明とともに再発防止策が急がれます。

有効な再発防止策のひとつが政治倫理条例です。区議会でも区議会議員の政治倫理条例の必要性を繰り返し議論してきたと聞いております。しかし今日まで制定されていません。

政治倫理条例の目的は「議員の政治倫理に関する基本となる事項を定め、その政治倫理の確立を図り、もって区民に信頼される公正で開かれた議員活動の展開に寄与する」(「『仮称』千代田区議会議員政治倫理条例に関する決議」2011 年 10 月 5 日議決)ことです。こうした条例が制定されていたら、今回のような議員の不当要求を避けられたのではないでしょうか。そう考えると残念でなりません。

区議会議員政治倫理条例を制定できるのは区議会だけです。条例制定を先延ばしにすることは許されません。

[陳情項目]

区議会議員政治倫理条例を制定すること。

氏 名	住 所

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 資料要求一覧

要求議員	要求内容	要求日	資料提出
小林副委員長	同様の事件が発生した他自治体における再発防止のための第三者機関の構成がわかる資料	9月 5日	10 月 4 日 提出
小林副委員長	職員アンケートの回答原文(マスキング	9月 5日	未定
牛尾委員	可) 議員の人格と倫理の向上を共通確認 できる仕組みを作った事例がわかる資料	2月22日	3月27日 提出
のざわ委員	議員のどういう言動がコンプライアンスやハラスメントに抵触するのかを、事例や根拠を交えてあらゆる面を網羅できる研修のテーマや内容がわかる資料(パッケージ化されているものがあればなお可)	3月27日資料 にそごがあった ため、9月5日 要求内容修正	9/5 事務局 補足説明 資料未定
	23区で政治倫理条例を制定している 状況や、特徴がわかる資料	2月22日	3月27日 提出
	「(仮称)千代田区議会委員政治倫理条 例」に関する決議	3月27日	7月 4 日 提出
牛尾委員	政治倫理条例についての議論の内容 と結論	3月27日	7月 4 日 提出
	政治倫理条例について検討した会議の 申し送り事項	7月4日	9月5日 不存在報告
	以前の100条委員会の中間報告に関 する資料	2月22日	3月27日 提出
	公益通報制度、入札制度、入札監視委 員会の機能がわかる資料	2月22日	5月30日 懇談会提出
はやお委員	2013 年から落札率、契約金額、予定 価格などがわかる資料	3月27日	7月4日 提出(委員限り)
	裁判記録 ※入札不正行為に関する調査及び再発防 止 対策検討委員会による調査報告書	7月4日	未定
	元職員に対する判決文(裁判速報)	9月 5日	10 月 4 日 提出

	倫理条例案の詳細を決める際の会議 体の構 成や形でフロー	7月4日	9月5日 提出
	千代田区施工能力・地域貢献等審査型 総合 評価方式の資料	7月4日	9月5日 提出
	入札不正行為に関する調査及び再発 防止対策検討委員会の構成員につい て、他自治体の同様の会議の構成員と 比較考量できる資料及び本区の検討 会の構成の検討内容がわかる資料	9月 5日	10 月 4 日 提出
はやお委員・田中委員	・区が締結している災害復旧に関する 協力会との協定書と相手方がわかる資 料	2月22日	7月4日 提出(委員限り)
山下安兵	・不正が行われた当時の協定追加要求	7月4日	9月5日 提出(委員限り)
はやお委員 はまもり委員	弁護士への相談をいつから始めたのか がわかる資料	<mark>9月 5日</mark>	10 月 4 日 提出
田中委員	議員との関わりに関して規定されている他 自治体の職員倫理の規定	7月4日	9月5日 提出
	(談合が発生した)他区の状況や、100 条委員会のような過去の事例がわかる 資料	2月22日	3月27日 (江東区・府中市の 時系列表)提出
	区 HP で公表している入札経過調書及 び特命随意契約書のデータ(過去5年 分の契約額 500 万円以上の契約)	3月27日	7月4日 提出(委員限り)
はまもり委員	入札監視委員会の資料に提出する資料のフォーマット	3月27日	7月 4 日 提出
	論点整理のための大項目の洗い出し	7月 4 日	委員長整理 10月4日 調査票提出
	千代田区入札不正行為に関する再発防止対 策有識者会議委員への報酬額及びヒアリン グ等の委託経費がわかる資料	9月 5日	10 月 4 日 提出
岩田委員	入札最低価格を知ることができる役職 や、入札の仕組みがわかる資料	2月22日	5月30日 懇談会提出
富山委員	以前の100条委員会の中間報告の結論にある、適正な契約事務執行のための組織として取り組むべき大きな課題と現状がわかる資料	3月27日	10 月 4 日 提出

区議会事務局資料1 令和6年10月4日

NI.	問題	題点	提案または	五十次州 ハソス の ル 台 老 次 州	次似五七・四本の口が	ᆱᆂ	/#.#Z
No.	大項目	小項目	要求者	要求資料/※その他参考資料	資料要求・調査の目的	調査によって想定される再発防止策	備考
				裁判記録【未定】	型の 1 単一 1 単一 1 単一 2 単一 2 単一 2 単一 2 単一 2 単一	判決文等の確認や質疑内容を基に原因究明	
1 1	 事件	東中の7年刊	ユルシ チロ	※入札不正行為に関する調査及び再	判決文により事実を確認する。又、	をし、再発防止策を議会独自で作成する。執	
1-1	事 什 	事実の確認	はやお委員	発防止対策検討委員会による調査報	書類送検された3人の不起訴理由	行側の調査報告書は二元代表制の立場から	
				告書【9/5 提出済み】	も併せて原因究明の参考とする。	あくまでも参考である。	
1-1	事件	事実の確認	はやお委員	元職員に対する判決文(裁判例速報)			
1-1	ず 什	争夫の確認	はんの名目	【10/4 提出予定】			
				千代田区入札不正行為に関する再発			
1-2	 事件	区の対応	はまもり委員	防止対策有識者会議委員への報酬額	成果物に合った報酬だったのかどう	事実確認。	9/5 要求資料
1-2	→ TT		はなりが安良	及びヒアリング等の委託経費がわかる	か確認するため。	す人 (唯品)。	9/3 安小貝什
				資料【10/4 提出予定】			
1-2	 事件	区の対応	はまもり委員	弁護士への相談をいつから始めたのか	有識者会議の第三者性(公正・中立	第三者性を担保するために、追加で必要なこ	9/5 要求資料
1-2	* T	区以为小心	はやお委員	がわかる資料【10/4 提出予定】	性)を確認するため。	とがあるのか検討する材料とする。	9/3 安小貝什
				入札不正行為に関する調査及び再発			
				防止対策検討委員会の構成員につい			
1-2	1-2 事件	件 区の対応 はやお多	けやお委員	て、他自治体の同様の会議の構成員と	コンプライアンス違反やハラスメント		9/5 要求資料
' -	7-11		18 个00发真	比較考量できる資料及び本区の検討			7/3 文尔莫利
				会の構成の検討内容がわかる資料			
				【10/4 提出予定】			
				同様の事件が発生した他自治体におけ	他の自治体が第3者委員会で対応		
1-2	事件	区の対応	小林副委員長	る再発防止のための第三者機関の構	したか、他の対応をしたかの確認	第3者委員会で対応した自治体は	9/5 要求資料
				成がわかる資料【10/4 提出予定】			
					どうしたらコンプライアンス違反に		
					ならないか、どうしたら各種ハラス		
				 議員の人格と倫理の向上を共通確認	メントにならないか、制度、議員倫		
				 できる仕組みを作った事例がわかる資	理、入札等でどうしたら違法になる	 左のものを、24人のすべての議員が受講す	
				 料【3/27 提出済み】⇒議員のどういう	かどうしたらならないか、区役所関	 る。毎年、定期的に、受講していく。議員、区	
				 言動がコンプライアンスやハラスメント	係で違法になる場合の事例列挙とそ	 役所、性善説で、お互いに、頑張るために。	提出された資料は、自分の考えと
2-1	コンプライアンス・	議員から職員への	のざわ委員	 に抵触するのかを、事例や根拠を交え	の根拠法、議員としてのふるまい、す	 区民のために、お互いが歩み寄り、性善説の	異なります。⇒9/5 に事務局から
	倫理 	パワハラ		 てあらゆる面を網羅できる研修のテー	べてを	- 運用をつづけるために。	の補足説明により解決済み
				マや内容がわかる資料(パッケージ化	パッケージにした研修を受けたく	政治倫理条例の策定は、簡単ですが、その前	
				されているものがあればなお可)【9/5	て、最大限にその講義のテーマを知	に、議論したいと思います。	
				要求内容修正】【未定】	りたい。これだけ、パッケージのなか		
					で、受講したら、今回のような事件が		
					おきないと、区民の方々も納得して		
					いただける、受講内容。		

No.	問	題点	提案または	要求資料/※その他参考資料	資料要求・調査の目的	調査によって想定される再発防止策	備考
IVO.	大項目	小項目	要求者	女小兵们 / 100000000000000000000000000000000000	兵行女が 両田ツ口口	両直によって心心とする行力が正常	C thu
2-1	コンプライアンス・ 倫理	議員から職員へのパ ワハラ	牛尾委員	他区議会及び府中市議会の政治倫理条 例【3/27 提出済み】	他自治体の取組を参考にし再発防止 策、議員の不当な要求の抑止策を検 討する	千代田区政治倫理条例の策定	
2-1	コンプライアンス・ 倫理	 議員から職員へのパ ワハラ	はまもり委員	他区議会及び府中市議会の政治倫理条 例【3/27 提出済み】	他自治体の取組を参考にして再発防 止対策を検討する必要がある	議会基本条例の策定、政治倫理条例の策定	
2-1	コンプライアンス・ 倫理	議員から職員へのパ ワハラ	牛尾委員	「(仮称)千代田区議会委員政治倫理条例」に関する決議【7/4 提出済み】	千代田区議会全体で政治倫理条例の 策定を行うことを決議していることに ついて今一度委員全員で確認する	政治倫理条例策定への検討材料	
2-1	コンプライアンス・ 倫理	議員から職員へのパ ワハラ	牛尾委員	政治倫理条例についての議論の内容と 結論【7/4 提出済み】	100条委員会において、千代田区議会での政治倫理条例の制定の検討を求める意見があったことを委員全員で確認する	政治倫理条例策定への検討材料	
2-1	コンプライアンス・ 倫理	議員から職員へのパワハラ	牛尾委員	政治倫理条例について検討した会議の 申し送り事項【9/5 不存在を答弁済み】	過去の政治倫理条例策定の議論が議 会の中でどこまで進んでいたのかを 確認する	政治倫理条例策定への検討材料	
2 1	コンプライアンス・	議員から職員へのパ	小林副委員長	職員アンケートの回答原文(マスキング	要約では恣意性を否めない(小林副	報告書が偏り、対応策が変わる(小林副委員	0/5 西北次州
2-1	倫理	ワハラ	牛尾委員	可)	委員長)	長)	9/5 要求資料
2-2	コンプライアンス・ 倫理	議員と利害関係者 (事業者)との癒着 ※要確認	田中委員	災害時における区立施設の給排水設備 復旧業務の協力に関する協定【7/4 提 出済み・委員限り】⇒不正が行われた当 時の協定を 7/4 追加要求【作成中】 【9/5 提出済み】	不正の実態を確認する	提出書類・調査結果による	
2-2	コンプライアンス・ 倫理	議員と利害関係者 (事業者)との癒着 ※要確認	はやお委員	災害時における区立施設の給排水設備 復旧業務の協力に関する協定【7/4 提 出済み・委員限り】⇒不正が行われた当 時の協定を 7/4 追加要求【作成中】 【9/5 提出済み】	「給排水設備復旧業務の協力に関する協定」の業者で元幹部職員が携わった入札事案を洗い出す。特に、R02.02.04四番町公共施設(約395百万円)の事案はその対象業者で漏洩事件発生の3ケ月前である。	区立お茶の水小学校幼稚園改築空調設備・給 排水衛生設備工事の落札業者との関係性につ いて検証する。その検証を基に組織的継続性 の有無を明確にし、再発防止策を作成する。	依頼:2/22 提出:7/4 追加依頼:7/4
2-2	コンプライアンス・ 倫理	議員と利害関係者 (事業者)との癒着 ※要確認	はやお委員	以前の100条委員会の中間報告に関す る資料【3/27 提出済み】	何が課題であったか振り返りをする。 その上で何が出来、何が出来なかっ たかを整理する。	今後の再発防止策作成の参考にする。	依頼:2/22 提出:5/30

	問題点		提案または		7740 T. A. 2014 O. C. 46		(++ ++/
No.	大項目	小項目	要求者	要求資料/※その他参考資料	資料要求・調査の目的	調査によって想定される再発防止策	備考
2-2	コンプライアンス・ 倫理	議員と利害関係者 (事業者)との癒着 ※要確認	富山委員	以前の100条委員会の中間報告に対する(適正な事務執行のために取り組むべき?)課題と現状がわかる資料【未定】 ⇒03.27の資料02公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事等に関する調査特別委員会中間報告書 P25末尾『大きな課題があった』とは何か&その課題に対する現状がわかる資料【要求者補足説明】【10/4提出予定】	これまでの課題認識とその状況の確認	再発防止への取り組みが行われているか確認	
2-3	コンプライアンス・ 倫理	公益通報制度や不当 要求記録制度の有効 性	はやお委員	公益通報制度の概要【5/30 懇談会提 出済み】	現在の公益通報制度の活用実態を把握し、何故この制度が活用されなかったのか、制度の質も含めた課題点を整理する。	この制度の趣旨を踏まえ、現実に活用されるよう改善し再発防止に繋げる。「千代田区職員等公益通報条例の認知度について把握状況は高くない」との検討報告書の内容はあまりにも形式的な報告に留まっている。	依頼:2/22 提出:5/30
2-4	コンプライアンス・ 倫理	倫理条例案作成の際 の手順手続き	はやお委員	倫理条例案の詳細を決める際の会議体 の構成や形でフロー【9/5 提出済み】	倫理条例案作成に当たってはどの様 な会議体の意思決定を経て進めるの かを今一度確認する。	質疑を通して原因究明をし、横睨みしながら整 理をする。	
2-5	コンプライアンス・ 倫理	職員から議員へのパ ワハラ	田中委員	議員との関わりに関して規定されている他自治体の職員倫理の規定【9/5 提出済み】	職員と議員の関わり方	提出書類・調査結果による	
3-1	契約制度	入札制度の有効性	はやお委員	入札制度の概要【5/30 懇談会提出済 み】	入札制度に対する委員間の共通認識 を図り、質疑の専門性を向上させる。	専門度の高い再発防止策を作成する。	依頼:2/22 提出:5/30
3-1	契約制度	入札制度の有効性	岩田委員	入札制度の概要【5/30 懇談会提出済み】 最低価格を知ることができる役職(2/ 22要求済み)⇒5/30 執行機関より口 頭にて回答済み	制度及び入札最低価格を知ることが できる人物を特定することによって その責任を明確化する。	入札最低価格を知ることができる人物の責任 を重くし、職員と議員に対する罰則を強化す る。また、その上司の監督責任も罰則を強化す る。	最低価格を知ることができる役職 (2/22要求済み)資料なし⇒ 5/30 執行機関より口頭にて回答 済み
3-1	契約制度	入札制度の有効性	はやお委員	過去の契約額 500 万円以上の契約 【7/4 提出済み・委員限り】	落札率を検証し、傾向を分析する。実態的に99%を超える落札の実態はどうなのか確認する。	落札率を基に実態を把握し、専門家を入れた 対策案を作成する。	依頼:3/27 提出:7/4
3-1	契約制度	入札制度の有効性	はまもり委員	過去の契約額 500 万円以上の契約 【7/4 提出済み・委員限り】	契約情報から不正状況がわかるかを 確認する	契約情報をオープンデータ化(RPA等も活用) し、誰でも分析できるようにする	
3-3	契約制度	入札制度の有効性	はやお委員	千代田区施工能力・地域貢献等審査型 総合評価方式の資料【9/5 提出済み】	千代田区施工能力・地域貢献等審査 型総合評価方式を把握し、この制度 の問題点を確認する。	資料質疑を踏まえ、改善案を検討し提言をす る。	

No	問	問題点 提案または		要求資料/※その他参考資料	資料要求・調査の目的	調査によって想定される再発防止策	世	
No.	大項目	小項目	要求者	安水資料/次での他参考資料	安冰貝科/ 次での他多ち貝科 貝科安水・調査の日的		備考	
3-2	契約制度	入札監視委員会の有 効性	はやお委員	入札監視委員会運営マニュアル(国交省)、千代田区入札監視委員会について 【5/30 懇談会提出済み】	入札委員会の機能は何であり、現在 その機能を果たしているか確認する。	現在の実態を踏まえ改善案を検討し提言をする。	依頼:2/22 提出:5/30	
3-2	契約制度	入札監視委員会の有 効性	はまもり委員	入札監視委員会資料フォーマット【7/4提出済み】	入札委員会の現状把握、不正監視ができるのか確認する	入札監視委員会のやり方・委員等の改善(過去 3 年の上位落札者一覧、入札率 98%以上の 契約一覧など、データ分析を行う)		

【新規提案】

No.	問題点(大項目)	問題点(小項目)	資料要求・調査の目的	要求資料/※その他参考資料	提案者	現段階で想定される再発防止策(あれば)
1	議会	議会基本条例	議員個人の倫理の問題だけではなく、議会全	 他自治体の議会基本条例事例	はまもり委員	二元代表制含めた地方自治の研修、議会基本条例の
'	武		体の問題としてとらえる必要がある	他日心体の議立基本条例事例 	はなびが安良	策定
			議会側の問題提起として、議員が「不正行為」			
			や「パワハラ」「コンプライアンス」について、			
2	2 議会 議:	議会側の問題提起	どのように意識しているか考える機会も必		えごし委員	議員への意識調査(アンケートなど)
			要。その上で、問題点を明確化・洗い出し、今			
			後の取り組みにつなげてはどうか。			
			行政側が発表した「千代田区入札不正行為等			
	3 議会	議会側の対応策提起	再発防止検討報告書」の中から、議会・議員			
3			にかかわる部分をピックアップし、議会側と		えごし委員	政治倫理条例の策定
			しての問題点、今後の取り組みなど、対応策			
			を提示する必要がある。			

令和6年6月13日 東京地方裁判所刑事第4部宣告

令和6年特別第276号、第480号 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに 職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下「官製談合防止 法」という。)違反被告事件

主

被告人を懲役1年6月に処する。

この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

理由

(罪となるべき事実)

第1 (令和6年2月14日付け起訴状に係る事実)

被告人は、千代田区議会事務局長を務めていたものであるが、同区議会議員 を務めていたAと共謀の上、

- 1 千代田区が令和2年5月20日に執行予定であった区立B小学校・幼稚園改築空調設備工事の制限付き一般競争入札に関し、
 - (1) 同区政策経営部契約課契約係長(当時)として同区が発注する公共工事の入札及び契約等に関する事務を処理する職務に従事していたCと共謀の上、同人において前記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、Aが、同年4月3日、東京都千代田区(住所省略) A方において、同入札に参加することを予定していたD株式会社の取締役Eに対し、Cから被告人を介して入手していた同入札の最低制限価格を推知させる金額等が記載された最低制限価格算出表を、浜松市(住所省略)前記D本社東館(当時)にファクシミリ送信して前記最低制限価格を推知させる情報を教示し、
 - (2) 千代田区政策経営部契約課長(当時)として同区が発注する公共工事の入 札及び契約等に関する事務を指揮監督する職務に従事していたFと共謀の 上、同人において前記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務

を行う義務があるのにその職務に反し、Aが、同月10日、前記A方又はその周辺において、同入札に参加していた前記DのEに対し、Fから被告人を介して入手していた同入札の参加業者数等の情報を記載した電子メールを送信して同参加業者数等の情報を教示し、

2 千代田区が同年5月20日に執行予定であった区立B小学校・幼稚園改築 給排水衛生設備工事の制限付き一般競争入札に関し、前記職務に従事してい たFと共謀の上、同人において前記職務に従事するものとして適正に入札等 に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、Aが、同年4月17 日、東京都内又はその周辺において、同入札に参加していたG株式会社H支 店営業部営業課長Iに対し、電話で、Fから被告人を介して入手していた同 入札の参加業者数等の情報を教示し、

もって入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為 を行った。

第2(令和6年3月6日付け追起訴状に係る事実)

被告人は、千代田区議会事務局長を務めていたものであるが、同区議会議員を務めていたA、同区政策経営部契約課長(当時)として同区が発注する公共工事の入札及び契約等に関する事務を指揮監督する職務に従事していたFらと共謀の上、別表(添付省略)記載のとおり、令和2年6月23日に執行予定であった区立J児童館給排水設備他改修工事の総合評価方式による制限付き一般競争入札ほか2件の入札に関し、Fらにおいて前記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、Aが、同月12日頃から同年7月20日頃までの間、3回にわたり、東京都内又はその周辺において、K会会長として同会員企業間の千代田区発注の管工事案件に関する受注調整等を行っていたD株式会社の取締役Eに対し、Fらから被告人を介して入手していた各入札の参加業者名等の情報を教示し、もって入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行った。

(量刑の理由)

当時千代田区議会事務局長だった被告人は、同区の区議や部下などの共犯者らと 共謀して、千代田区内の小学校、幼稚園や児童館等の合計5つの工事の一般入札に 関し、最低制限価格を推知させる情報や参加業者数、参加業者名等の情報など、本 来厳格に管理されるべき秘密情報を業者側に漏示している。本件犯行は、入札の公 正を害し、入札行政に対する区民の信頼を損なうものといえ、実際、秘密情報が漏 示されたことで入札の公正を害する結果も生じさせている。

被告人は、上司からの指示・命令や共犯者である区議からの依頼があって、断りづらい状況にはあったとはいえ、自己保身を優先する気持ちもある中で、本件犯行に加担しており、その経緯・動機に大きく酌量すべき事情はない。被告人が、自身の部下であった者も巻き込む形で秘密情報を得て、共犯者の区議に提供するなど、本件犯行において秘密情報の入手、提供の軸となる重要な役割を果たした点は厳しい非難に値する。

他方、被告人は、退職後に、別の区で同種事件が発覚したのを契機に、警察に情報提供することを決意し、本件の発覚と解明の糸口を与えた上、自己の犯行を認め、反省、謝罪の態度を示している。また、被告人の妻も被告人のために出廷しており、被告人に前科前歴はない。

そこで、主文の刑に処し、その刑の執行を猶予して社会内で更生する機会を与えるのが相当と判断した。

(求刑 懲役1年6月)

令和6年6月13日

東京地方裁判所刑事第4部

裁判官 中村 光 一

令和6年7月16日 東京地方裁判所刑事第4部宣告

令和6年特(わ)第276号、同第480号、同年刑(わ)第875号 入札談合 等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に 関する法律違反、あっせん収賄被告事件

主

被告人を懲役2年6月に処する。

この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。

被告人から32万3080円を追徴する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、千代田区議会議員を務めていたものであるが、

- 第1 (令和6年2月14日付け起訴状記載の公訴事実)
 - 1 千代田区が令和2年5月20日に執行予定であった区立A小学校・幼稚園改築空調設備工事の制限付き一般競争入札に関し、
 - (1) 同区議会事務局長を務めていたB及び同区政策経営部契約課契約係長(当時)として同区が発注する公共工事の入札及び契約等に関する事務を処理する職務に従事していたCと共謀の上、同人において前記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、被告人が、同年4月3日、東京都千代田区(住所省略)被告人方において、同入札に参加することを予定していたD株式会社の取締役Eに対し、CからBを介して入手していた同入札の最低制限価格を推知させる金額等が記載された最低制限価格算出表を、浜松市(住所省略)前記D株式会社本社東館(当時)にファクシミリ送信して前記最低制限価格を推知させる情報を教示し、
 - (2) 千代田区議会事務局長を務めていたB及び同区政策経営部契約課長(当時) として同区が発注する公共工事の入札及び契約等に関する事務を指揮監督する

職務に従事していたFと共謀の上、同人において前記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、被告人が、同月10日、前記被告人方又はその周辺において、同入札に参加していた前記 D株式会社のEに対し、FからBを介して入手していた同入札の参加業者数等の情報を記載した電子メールを送信して同参加業者数等の情報を教示し、

2 千代田区が令和2年5月20日に執行予定であった区立A小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事の制限付き一般競争入札に関し、同区議会事務局長を務めていたB及び前記職務に従事していたFと共謀の上、同人において前記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、被告人が、同年4月17日、東京都内又はその周辺において、同入札に参加していたG株式会社H支店営業部営業課長Iに対し、電話で、FからBを介して入手していた同入札の参加業者数等の情報を教示し、

もって入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為 を行った。

第2 (令和6年3月6日付け追起訴状記載の公訴事実)

千代田区議会事務局長を務めていたB、同区政策経営部契約課長(当時)として同区が発注する公共工事の入札及び契約等に関する事務を指揮監督する職務に従事していたFらと共謀の上、別表(別表省略)記載のとおり、令和2年6月23日に執行予定であった区立J児童館給排水設備他改修工事の総合評価方式による制限付き一般競争入札ほか2件の入札に関し、Fらにおいて前記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、被告人が、同月12日頃から同年7月20日頃までの間、3回にわたり、東京都内又はその周辺において、K会の会長として同会員企業間の千代田区発注の管工事案件に関する受注調整等を行っていたD株式会社の取締役Eに対し、FらからBを介して入手していた各入札の参加業者数等の情報を教示し、もって入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行った。

第3 (令和6年3月29日付け追起訴状記載の公訴事実)

令和2年3月17日頃から同年4月10日頃までの間、K会の会長であって、D株式会社取締役であったEから、千代田区が同年5月20日に執行予定であった区立A小学校・幼稚園改築空調設備工事及び同給排水衛生設備工事に係る各制限付き一般競争入札に関し、これらの入札への応札を予定していたK会会員事業者のため、順次、秘密事項である最低制限価格及び入札参加業者数等の情報を、これらを知り得る立場にある同区職員から聞き出してもらいたい旨の請託を受け、いずれもその頃、平成30年4月1日から令和2年3月31日まで同区が実施する入札等の契約事務を所掌する同区政策経営部行政管理担当部長であったBを介して、同事務に従事していた同区政策経営部契約課長F及び同区政策経営部契約課契約係長Cに対し、前記各入札の最低制限価格及び入札参加業者数等の情報を教示するよう申し入れて、同人らに職務上不正な行為をさせるようにあっせんし、Eらから前記あっせんをしたことに対する謝礼の趣旨で供与されるものであることを知りながら、

- 1 同年6月26日、Eから、東京都千代田区(住所省略)ホテルL1階レストランMにおいて、現金5万5880円及び商品券(金額合計10万円)の供与を受け、
- 2 同年9月11日頃、K会会員事業者であり、前記給排水衛生設備工事を落札 したG株式会社H支店営業部営業課長Iから、同社に支払うべき同区(住所省 略)被告人方に設置した洗面台の工事代金合計16万7200円の支払債務の 免除を受けて、同金額相当の財産上の利益の供与を受け、

もって賄賂を収受した。

(量刑の理由)

被告人は、千代田区議会議員という立場を利用して、共犯者らと共謀の上、合計5つの工事の一般競争入札に関する秘密の漏示を主導し、さらに、秘密を漏示した見返りとして賄賂を収受している。被告人が漏示したのは、最低制限価格を

推知させる情報や参加業者数、参加業者名等という入札制度において特に重要性の高い秘密情報であり、本件漏示行為は、入札の公正を害し、入札行政に対する区民の信頼を損なうものである。実際、秘密情報が漏示されたことで、入札の公正を害する結果も生じている。また、本件収賄行為は、2度の機会に合計で約32万円と少なくない額の賄賂を収受したもので、公務員の職務の公正さとこれに対する社会の信頼を損なう悪質な犯行というべきである。

この点、被告人は、地元業者を優遇するという政治的信条に基づいて本件漏示 行為を行った旨主張する。しかし、被告人は、漏示行為を行うことで、自身の政 治活動に対する支援を受けることも目的としていたといえ、本件漏示行為の見返 りを要求して利益を得ていることからしても、本件各犯行は被告人の身勝手かつ 利欲的な動機に基づくものと認められ、動機に酌量の余地はない。

以上によれば、被告人の刑事責任を軽視することはできない。

他方、被告人は、議員の職を辞した上で、本件各犯行を認めて謝罪し、本件発 覚後、地域行事への参加を拒まれるなどの出来事を通じて反省を深めており、こ れまで前科前歴もない。また、被告人の内妻や知人も被告人のために出廷してい る。

そこで、主文の刑に処し、その刑の執行を猶予して社会内で更生する機会を与 えるのが相当と判断した。

(求刑:懲役2年6月、主文掲記の追徴)

令和6年7月16日

東京地方裁判所刑事第4部

裁判長裁判官 中村光 一

裁判官 内 山 香 奈

裁判官 平 出 久里子

再発防止検討組織の設置状況比較

令和6年10月4日

	千代田区	府中市	江東区
事件発覚日	令和6年1月24日(逮捕日)	令和2年6月2日(逮捕日)	令和4年7月30日(逮捕日)
事件の概要	元区議 A 及び元職員 B は「区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事」他の官製談合防止法違反での容疑で逮捕。また、元区議 A は「区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事」他1件の入札に関し、あっせん収賄の疑い逮捕。職員 B は、懲役1年6月執行猶予3年、一方の元区議 A は、懲役2年6月執行猶予4年の判決が確定した。	市職員が官製談合防止法違反の容疑により 警視庁に逮捕され、その後起訴。12月2日、 東京地方裁判所立川支部において懲役1年 6か月、執行猶予3年の有罪判決が言い渡 されました。(12月17日、刑が確定したこ とにより失職)	江東区発注の清掃業務委託契約の入札情報を漏らすよう区職員に働きかけた見返りに賄賂を受け取ったとして、江東区議をあっせん収賄容疑で逮捕。贈賄容疑で、足立区の清掃会社代表も逮捕した。
事件への関与者	元区議、元区幹部	市議、市幹部、業者	区議、業者
実施した調査	アンケート(係長級以上の職員:308名) ヒアリング(27名)	文書調査(管理職:126名、管理職 OB:2名) 口頭調査(31名)※検討会の検討後	アンケート (管理職:92名)
報告書発行日	令和6年7月31日	検討委・提言:令和2年9月9日、12月16日 契約制度検証委:令和3年3月23日 専門委員報告書:令和3年3月31日	令和5年5月
検討組織	入札不正行為再発防止対策検討委員会	官製談合再発防止対策検討委員会 (課長級の作業部会あり)	契約にかかる不正行為等防止検討委員会
メンバー	両副区長、教育長、政策経営部長、行政管理担当部長、総務課長、法務担当課長(R6.4~)、人事課長、契約課長	副市長、教育長、政策総務部長、行政管理 部長、都市整備部長、教育部長	総務部長、総務課長、職員課長、経理課長 行政管理担当課長(企画課長兼務) ※第3回から外部有識者参加
外部委員組織	有識者会議(弁護士、元公正取引委員会事 務総局審査局長)	府中市官製談合再発防止対策契約制度検証 等委員会(弁護士、税理士、大学教授) 官製談合再発防止対策に関する専門委員 (弁護士) ※市の検討会提言に対する確認及び意見	<u>庁内検討会にオブザーバーとして参加</u> 報告書に外部有識者(弁護士・公認会計士 等)意見を掲載

弁護士への依頼事項について

1. 令和5年度の相談

「職務に関する法律相談制度」に基づき、官製談合の疑いより警視庁の捜査が行われていることに関連し、区の取るべき対応について助言等を受けた。

(1) 相談先

上田廣一法律事務所 野々上尚 弁護士 TH総合法律事務所 中村芳生 弁護士

(2) 相談時間等

令和5年11月8日、12月19日、令和6年1月25日の3回(いずれも面談) 計7時間

(3) 費用

140,000円

【内訳】@5,000(30分あたり)×14(7時間)×2名

2. 令和5年度の調査委託

- (1) 契約日 令和6年1月29日
- (2) 契約期間 令和6年1月29日~令和6年3月31日
- (3) 契約金額 6,000,000円(税込) ※仕様書は別紙1の通り
- (4) 契約内容
 - ① アンケート調査業務(管理職を主とした職員約300名程度)
 - ② ヒアリング調査業務(30名程度)
 - ③ 上記①、②の業務内容及びその結果について、書面を作成し報告する。

3. 令和6年度の調査委託

- (1) 契約日 令和6年4月1日
- (2) 契約期間 令和6年4月1日~令和6年7月31日
- (3) 契約金額 1,000,000円(税込) ※仕様書は別紙2の通り
- (4) 契約内容
 - ① ヒアリング調査業務(10名程度)
 - ② 上記①及び昨年度に実施した調査結果に基づき、現状の把握を行い、その結果について書面を作成し報告する。
- 4. 有識者会議等の委員(弁護士分)謝礼

座長:54,000円(@18,000×3回) 委員:45,000円(@15,000×3回)

計 99,000 円

1~4合計:7,239,000円

仕 様 書

1 件 名

入札不正行為の再発防止対策等に関する調査等業務

2 目 的

元千代田区議会議員及び元千代田区職員が、千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の改築に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事の契約締結手続に際し、事業者に入札情報を漏らしたとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。)に違反した容疑により逮捕されたこと(以下「本件対象事案」という。)を受け、当該事案の発生要因を調査し、その結果の報告を求める。

3 本件対象事案の概要

令和2年5月、千代田区(以下「区」という。)は、千代田区立お茶の水小学校・ 幼稚園の改築に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事の入札手続を行ったと ころ、令和6年1月24日、元千代田区職員及び元千代田区議会議員が、同手続に 際し、最低制限価格に近い価格や入札に参加する事業者の数を事前に複数の事業者 に伝えたとして官製談合防止法違反の容疑により逮捕された。

4 調査等業務

(1) 本件対象事案に関する次の調査等を実施する。

ア アンケート調査業務

本件対象事案の発生要因を特定するため、区の職員に対するアンケートを 作成し、実施(調査票を配付)・集計・分析を行う。

- (ア) 調査対象 管理職を主とした区職員約300名程度
- (イ) 設問数等 50 問程度

※詳細な設問内容、実施方法等については、区と協議の上、 決定する。

イ ヒアリング調査業務

本件対象事案の発生要因を特定するため、区の職員に対するヒアリング調査を実施し、分析を行う。

(ア) 調査対象 以下の要件のいずれかに該当する者のうちから選定する 30名程度

- (a) アの調査対象者
- (b) その他区が必要と認める者
- (イ) 実施方法 対象者と対面による方法を原則とする。 ※詳細な設問内容、実施方法等については、区と協議の上、

※詳細な設向内容、美胞方伝等にういては、区と協議の上、 決定する。

(2) (1)の業務内容及びその結果について、書面をもって報告する(詳細は後記 7のとおり)。

5 調查等方法

- (1) 受託者は、必要と認めるときは、区に通知の上、補助者を利用して調査等を行うことができる。
- (2) 受託者が必要と認めるときは、区に対し、前記4(1)の調査対象者とは別に、 区の職員を調査に協力させるよう依頼することができる。区は、当該依頼があった場合は、区の職員を受託者の調査に協力させるものとする。

6 調査場所の提供

受託者は、区に対し、調査業務の実施に適する場所の提供を要請することができ、 区は当該要請に基づき、場所の提供を行うものとする。

7 成果品の提出

(1) 受託者は、調査業務終了後、次に掲げる事項を記載した書面(正副2部)を納品するものとする。

ア 各調査を実施した期間

イ 各調査の実施概要

(2) 委託業務が履行期間の終期前に終了した場合であっても、報告書が完成した場合は、遅滞なく区に提出すること。

8 履行期限

令和6年1月29日から令和6年3月31日まで

9 その他

- (1) 受託者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務遂行後に おいても同様とする。
- (2) 調査業務に係る資料は、区の承認を得ないで公表し、貸与し、又は使用してはならない。
- (3) 令和6年度においても本件に係る調査等業務が実施される場合には、当該業務

- の受託者に対し適切かつ円滑な引き継ぎを行うものとする。
- (4) この仕様書中疑義が生じた事項及びこの仕様書に定めのない事項については、 担当部署と協議の上、決定するものとする。

10 担当部署

所属 政策経営部総務課総務係 松川 電話 03-5211-5211-4134

仕 様 書

1 件 名

入札不正行為の再発防止対策等に関する調査等業務

2 目 的

元千代田区議会議員及び元千代田区職員が、千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の改築に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事の契約締結手続に際し、事業者に入札情報を漏らしたとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。)に違反した容疑により逮捕されたこと(以下「本件対象事案」という。)を受け、当該事案の発生要因を調査し、その結果の報告を求める。

3 本件対象事案の概要

令和2年5月、千代田区(以下「区」という。)は、千代田区立お茶の水小学校・ 幼稚園の改築に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事の入札手続を行ったと ころ、令和6年1月24日、元千代田区職員及び元千代田区議会議員が、同手続に 際し、最低制限価格に近い価格や入札に参加する事業者の数を事前に複数の事業者 に伝えたとして官製談合防止法違反の容疑により逮捕された。

4 調査等業務

(1) 本件対象事案に関する次の調査等を実施する。

ア ヒアリング調査業務

本件対象事案の発生要因を特定するため、区職員等に対するヒアリング調査を実施し、分析を行う。

- (ア) 調査対象 以下の要件のいずれかに該当する者のうちから選定する 10名程度
 - (a) 令和5年度に実施した職員アンケートの調査対象者のうちヒア リングが必要と認められる者
 - (b) その他区が必要と認める者
- (イ) 実施方法 対象者と対面による方法を原則とする。 ※詳細な説関内窓 実施方法等については 区と協議
 - ※詳細な設問内容、実施方法等については、区と協議の上、 決定する。
- (2) 前号及び昨年度に実施した調査の結果に基づき、現状の把握を行い、その結

果について、書面をもって報告する(詳細は後記7のとおり)。

5 調査等方法

- (1) 受託者は、必要と認めるときは、区に通知の上、補助者を利用して調査等を行うことができる。
- (2) 受託者が必要と認めるときは、区に対し、前記4(1)の調査対象者とは別に、 区の職員を調査に協力させるよう依頼することができる。区は、当該依頼があった場合は、区の職員を受託者の調査に協力させるものとする。

6 調査場所の提供

受託者は、区に対し、調査業務の実施に適する場所の提供を要請することができ、区は当該要請に基づき、場所の提供を行うものとする。

7 成果品の提出

- (1) 受託者は、調査業務終了後、次に掲げる事項を記載した書面(正副2部)を納品するものとする。
 - ア 各調査を実施した期間
 - イ 各調査の実施概要
 - ウ 各調査を踏まえた、本件対象事案に関する区の現状及び課題
- (2) 委託業務が履行期間の終期前に終了した場合であっても、報告書が完成した場合は、遅滞なく区に提出すること。

8 履行期限

令和6年4月1日から令和6年7月31日まで

9 その他

- (1) 受託者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務遂行後においても同様とする。
- (2) 調査業務に係る資料は、区の承認を得ないで公表し、貸与し、又は使用してはならない。
- (3) この仕様書中疑義が生じた事項及びこの仕様書に定めのない事項については、 担当部署と協議の上、決定するものとする。

10 担当部署

所属 政策経営部総務課総務係 江口 電話 03-5211-4134 以前の 100 条委員会の中間報告の結論にある、適正な契約事務執行のための 組織として取り組むべき大きな課題と現状がわかる資料

- ◆公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事等に関する調査特別委員会 中間報告書 25 ページ
 - 3 旧区立小学校校舎解体工事契約は適切に締結されたのか
 - (6) まとめ

(略)また、当時の契約制度では談合を防止するための適切な措置がとられていたとはいえず、公正な契約事務執行のため組織として取り組むべき大きな課題があった。

◆同報告書 27 ページ

第6 公正な区政運営に向けての執行機関の取組み状況

1 契約制度の改善について

1 人が間及び取日について					
制度	報告書当時(平成23年)	現在(令和6年)			
入札業者選定	平成5年:全件指名競争入札	予定価格 300 万円以上の			
方法	平成 23 年:予定価格 1,000 万円以	工事は制限付き一般競争			
	上の工事は制限付き一般競争入札	入札			
入札方法	平成5年:会議室で指名業者が一堂	現場説明会なし			
	に会する現場説明会を実施後、入札	全件電子入札			
	書による札入れ				
	平成 23 年:現場説明会廃止、平成				
	21 年度から電子入札導入				
予定価格	平成5年:非公表	予定価格 5,000 万円以上			
	平成 23 年:予定価格 5,000 万円以	は事前公表			
	上は事前公表				
最低制限価格	平成5年:必要と判断される工事の	予定価格 1,000 万円以上			
	み設定	の工事に設定し、非公表			
	平成 23 年:予定価格 5,000 万円以				
	上の工事に設定し、予定価格 1 億				
	5000 万円以上の工事については事				
	前公表				